



山交対第24号
令和2年8月17日

各交通安全関係団体・関係機関の長 殿

山形県交通安全対策協議会

会長 山形県知事 吉村 美栄子

令和2年度秋の交通安全県民運動の実施要綱について

交通安全対策の推進につきましては、日頃から格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年度におきましても、標記運動を実施することとし、別添のとおり実施要綱を定めましたので、各推進事項を積極的に推進いただき、この運動が県民に広く周知されますよう、特段の御協力をお願いいたします。

[担当]

山形県交通安全対策協議会事務局
(山形県防災くらし安心部消費生活・地域安全課)
地域安全対策主査 大澤
Tel 023-630-2460 Fax 023-625-8186
Mail yshohianzen@pref.yamagata.jp



山形県交通安全シンボルマーク

令和2年度

秋の交通安全県民運動 実施要綱

実施期間 9月21日(月)～ 9月30日(水)

9月30日(水)は「交通事故死ゼロを目指す日」です

ゆずり合い 笑顔とゆとりの 山形路



**歩行者もしっかり
止まって左右確認** **自転車の安全利用**

運動の重点

～新型コロナウイルス感染症防止対策に万全を期して推進しよう～

- 1 子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 2 高齢運転者等の安全運転の励行
- 3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止

主唱 山形県交通安全対策協議会

第1 目的

日没が早まる秋以降は、夕暮れ時から夜間にかけて交通事故が多発することから、県民一人ひとりに事故防止のための具体的な行動を周知・実践してもらうことにより交通事故防止を図る。

本運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症防止対策として「新しい生活様式」を実践しながら、県民の命と健康を守ることを第一に、地域の実情に応じた運動を展開し、交通安全意識の高揚に努める。

第2 運動の重点及び推進事項

運動の重点	推進事項
1 子どもをはじめとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保	<ul style="list-style-type: none">○ 横断歩道の利用、車両の直前直後横断の禁止、斜め横断の禁止等の歩行者の交通ルール遵守の徹底○ 横断時、手や横断旗で横断する意思を表し、横断開始時と横断中の二度確認の励行○ 通学路における交通安全の呼びかけや児童・生徒を見守る活動等の実践○ 自転車安全運転利用五則を活用した自転車の交通ルール・マナーの周知徹底○ 自転車の点検整備、自転車損害賠償責任保険等への加入及びヘルメット着用の促進○ 交差点での一時停止・安全確認とスマートフォン等の使用禁止の交通ルール・マナーの周知徹底
2 高齢運転者等の安全運転の励行	<ul style="list-style-type: none">○ 横断歩道における歩行者優先義務等の運転者の交通ルール遵守の徹底○ 高齢運転者への安全教育及び安全指導の促進○ セーフティ・サポートカーS（略称：サポカーS）の普及啓発○ 運転に不安のある高齢運転者の運転免許証の自主返納の促進
3 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の防止	<ul style="list-style-type: none">○ 夕方からの外出時における明るい色の衣服と夜光反射材着用の徹底○ 夕暮れ時における車も自転車も早めのライト点灯の促進○ 夜間における車のハイビームの積極的活用の促進○ 飲酒運転は「しない、させない、許さない」意識の徹底○ 妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の危険運転の防止

第3 各機関・団体の具体的重点推進事項

実施機関・団体	推進事項
県・市・町・村 (県・地区・市町村 交対協を含む。)	<ul style="list-style-type: none">○ 「前をよく見て運転集中」「歩行者を守ろう」意識の周知徹底○ 「ながらスマホ」の危険性の周知徹底○ 横断歩道における歩行者優先義務の遵守による歩行者保護の周知徹底○ 通学路等を通行する車両の運転者に対する安全運転の広報啓発の促進○ 交通安全に係る広報活動の実施(チラシ、社内・府内放送、機関紙、有線放送、防災無線、広報車等)○ 自転車の安全で適正な利用及び自転車損害賠償責任保険等への加入の促進○ 自転車利用者に対するヘルメット着用の促進○ 「夜ピカピカ大作戦」による夜光反射材の普及及び着用促進○ 参加・体験・実践型の交通安全教室等開催による交通安全教育の推進○ 運転免許証の自主返納制度及び自主返納者に対する各種支援施策の広報啓発による自主返納の促進
警 察	<ul style="list-style-type: none">○ 横断歩行者妨害違反、一時不停止違反等交通指導取締りの強化○ 「横断歩行者保護意識浸透活動」に関する周知・実践<ul style="list-style-type: none">・横断者は、手をあげて横断の意思表示と停止した運転者へのお辞儀による謝意表明・運転者は、一時停止後、手で横断を促そう○ 「交通安全ゆとり号」、「わたりジョーズ君」、「ドライブレコーダー」、「動画KYT」を活用した参加・体験・実践型交通安全教室の推進○ 夜光反射材の着用促進
教 育 委 員 会 幼 稚 園 、 保 育 園 小 ・ 中 ・ 高 等 学 校 P T A	<ul style="list-style-type: none">○ 地域等との連携による登下校時の街頭指導、安全な横断や夕暮れ時と夜間の歩行者及び自転車の夜光反射材着用等の指導○ 自転車の安全利用と交通ルールの指導（特に一時停止、安全確認、夜間における前照灯点灯、スマートフォン・携帯電話の使用禁止、ヘッドホン・イヤホンの使用禁止、正しい駐輪の周知、ヘルメットの着用の促進、幼児二人同乗用自転車乗用時のシートベルト着用の促進）○ 地域の老人クラブと連携した世代間交流型の交通安全教室の開催の推進○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進○ 後部座席を含めた全席シートベルト着用の徹底とチャイルドシートの正しい着用・効果の啓発・指導

道 路 管 理 者	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道路パトロールの強化 ○ 通学路、事故多発地点での交通安全施設の点検・整備
山 形 運 輸 支 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭車両検査等による不正改造車・整備不良車の排除、過積載運行防止の指導 ○ 自動車運送事業者等に対する運行管理の徹底、車両点検整備の促進指導
山 形 労 働 局	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「交通労働災害防止のためのガイドライン」(①交通労働災害防止のための管理体制の確立 ②適正な労働時間等の管理、走行管理 ③教育の実施 ④健康管理 ⑤交通労働災害防止に対する意識の高揚 ⑥荷主、元請による配慮)の周知徹底
交 通 安 全 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車安全利用 5則の周知徹底、バイク・自転車利用の子どもと高齢者等に対する安全指導の強化 ○ 「夜光反射材」の普及促進と街頭における直接貼付活動の推進 ○ 家庭、地域から飲酒運転を出さない広報・啓発の推進 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルト及びチャイルドシート着用の街頭指導
安 全 運 転 管 理 者 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 運転者の基本ルール遵守の徹底 ○ 飲酒運転・無免許運転撲滅のための教育・指導の徹底 ○ 安管事故1,000件以下定着に向けた取組みの強化 ○ 青パトを活用した各種啓発活動の推進
指 定 自 動 車 教 習 所 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 教習生に対する「思いやりの心」を基調とする交通安全教育の徹底 ○ 高齢運転者等に対する教習所開放による参加・体験・実践型交通安全教育の推進 ○ 飲酒運転の危険性、悲惨さについての啓発・指導 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシート着用の義務・必要性及び着用効果の啓発・指導
J R 東 日 本 踏 切 道 事 故 防 止 関 係 団 体	<ul style="list-style-type: none"> ○ 踏切直前での一時停止と安全通行の指導・広報活動の推進 ○ 踏切設備の点検・整備の推進 ○ 踏切における緊急措置（非常ボタンの取扱い及びトリコ時の脱出等）の周知徹底
ト ラ ッ ク 協 会 バ ス 協 会 ハイ ヤ ー 協 会 ハイヤー・タクシー協会 自家用自動車協会 自動車販売店協会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「みんなで声だし安全運転」、「目で確認！大きな声で安全確認！」の励行 ○ 職場から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 「早めヘッドライト点灯」運転、「歩行者・自転車注意減速」運転の励行 ○ 過労・過積載運転等防止のための適正な運行管理の徹底 ○ 後部座席を含めた全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの着用推進（来店・乗客等に対する呼びかけ）
二 輪 車 普 及 安 全 協 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 街頭での安全点検・指導 ○ 初心ライダー及びリターンライダーに対する安全運転の広報啓発
サイクリング 協 会 自 転 車 軽 自 動 車 商 協 同 組 合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自転車利用時の交通ルールの普及 ○ 夜光反射材等の活用促進 ○ 自転車点検整備の推進と保険の加入促進、TSマーク貼付(TSマーク(赤)の補償内容 －傷害補償:入院15日以上10万円、死亡・重度障害100万円、被害者見舞金:入院15日以上10万円、賠償責任補償:死亡・重度後遺障害1億円)
交 通 安 全 母 の 会	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事故に遭わない・起こさない家庭づくりの推進（愛の一聲運動） ○ 高齢者世帯訪問等による事故防止活動の推進 ○ 世代間交流型の交通安全教室開催の推進 ○ 直接貼付活動等による夜光反射材着用の推進 ○ 家族から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底
老 人 ク ラ ブ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 夕暮れ時・夜間における「明るい色の衣服」、「夜光反射材」の着用促進運動の推進 ○ 参加・体験・実践型の交通安全教室の開催 ○ 会員から飲酒運転者を出さない呼びかけの徹底 ○ 歩行中・自転車乗車中の安全な交通行動等の指導の徹底 ○ 道路横断時の左右確認及び横断中の左右確認（二度確認）の励行
旅 館 、 麺 類 飲 食 、 料 理 飲 食 、 鮨 商 、 社 交 、 喫 茶 各 生 活 衛 生 同 業 組 合 、 小 売 酒 販 組 合 連 合 会、酒造組合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 飲酒運転をするおそれのある者へ酒類提供をしない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転の車への同乗が犯罪であることの広報啓發 ○ 飲酒運転は見逃さない呼びかけの徹底 ○ 客等に対する飲酒運転防止の提案(ハンドルキーパー、公共交通機関、タクシー、代行車、宿泊施設利用等)の促進

第4 活動強化の日

交通安全街頭指導強化の日：9月25日（金）・30日（水）

第5 実施機関・団体

= ご活用ください =

●夜光反射材効用体験「反射材暗室テント」の貸出し

夜光反射材の効用を体験できる「反射視認暗室テント」の貸出しをしています。

お問い合わせ先 山形県交通安全対策協議会(山形県消費生活・地域安全課内) TEL 023-630-2196

● 交通事故相談の窓口

県では、交通事故に遭ってお困りの方などを対象に、専門の相談員が次のように無料で相談に応じています。

門の相談員が次のとおり無料で相談に応じています。
〔相談所〕

名称・場所	受付時間
山形県交通事故相談所（山形県庁内） TEL 023-630-3047(直通)	月曜日 ～金曜日
山形県交通事故相談書支所（庄内総合支庁内） TEL 0235-66-5452(直通)	9:00～16:00

●交通安全教室のご案内

県内各地に出向き、交通安全危険予測シミュレータを活用した交通安全教室を開催しています。

・地域安全課内) TEL 023-630-2196

■交通安全教育機器のご案内

警察では、「ゆとり号」、「動画KYT」による安全運転指導や「交通安全危険予測シミュレータ」、「わたりジョーズ君」による安全歩行アドバイスをしています。

お問合せ先 警察本部交通企画課 TEL 023-626-0110
警察署

■ 交通運輸相關

■交通事故相談
県警察では、運転に不安を感じているドライバーやその家族からの相談に対応しています。

安全運転相談ダイヤル「#8080」に電話してください。

◎交通安全教育DVD・酒酔い体験ゴーグルなどの貸出し

各種交通安全教育向けのDVDや、酒酔い状態の危険性を体験する「酒酔い体験ゴーグル」などの貸出しをしています。

お問い合わせ先 一般財団法人山形県交通安全協会 TEL 023-655-5320